

平成 30 年 7 月豪雨に係る初動対応検証チームの開催について

平成 30 年 8 月 30 日
内閣総理大臣 決裁

- 1 平成 30 年 7 月豪雨における応急対策について、対応に当たった職員の経験を収集し、整理するため、平成 30 年 7 月豪雨に係る初動対応検証チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
- 2 チームの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当） 内閣危機管理監
構成員	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府政策統括官（防災担当） 総務省自治行政局公務員部長 厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当） 農林水産省食料産業局長 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省水管理・国土保全局長 国土交通省住宅局長 環境省環境再生・資源循環局長 防衛省統合幕僚監部総括官

- 3 チームの庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。